

諮問日：平成29年4月13日（平成29年度（最情）諮問第7号）

答申日：平成29年7月3日（平成29年度（最情）答申第16号）

件名：司法研修所構内の写真撮影を禁止している理由が分かる文書の開示判断に関する件（文書の特定）

## 答 申 書

### 第1 委員会の結論

「司法研修所構内の写真撮影を禁止している理由が分かる文書（最新版）」（以下「開示申出文書」という。）の開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が、裁判所の庁舎等の管理に関する規程（以下「規程」という。）を対象文書として特定し、開示した判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

### 第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が平成28年12月15日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の4に定める諮問がされたものである。

### 第3 苦情申出人の主張の要旨

司法研修所の建物等は、規程1条の「庁舎等」に該当せず、規程の適用対象外である。仮に規程の適用対象であるとしても、規程2条1項により、最高裁判所事務総局経理局長が管理者となるはずである。

また、規程12条1項8号は、裁判所構内の写真撮影を禁止しているにすぎず、司法研修所構内の写真撮影を禁止しているわけではない。

したがって、開示された規程の他に開示申出文書に該当する文書が存在するはずである。

### 第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

裁判所においては、開示した規程を直接の根拠として、写真撮影を禁止して

いる。司法研修所の建物等は、規程1条の「庁舎等」に該当する。

また、念のため探索を行ったが、規程以外に開示申出文書に該当する文書は存在しなかった。

## 第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 平成29年4月13日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 同月24日 苦情申出人から意見書を收受
- ④ 同年5月19日 審議
- ⑤ 同年6月30日 審議

## 第6 委員会の判断の理由

- 1 苦情申出人は、司法研修所の建物等が規程の定める「庁舎等」に当たらないなどとして、開示された規程の他に対象文書とすべき文書が存在するはずであると主張する。

しかし、規程1条によれば、規程における「庁舎等」とは「裁判所の用に供する建物及び土地並びにこれらに附帯する工作物その他の施設」をいうのであるから、最高裁判所の機関である司法研修所の建物等が「庁舎等」に当たることは明らかである。

また、苦情申出人は、規程は裁判所構内の写真撮影を禁止しているにすぎず、司法研修所構内の写真撮影を禁止しているわけではないと主張するが、司法研修所の建物等が「庁舎等」に当たらないことを前提とするものであり、採用することはできない。

そのほか、開示された規程以外に対象文書とすべき文書が存在することをうかがわせる事情は認められない。

したがって、最高裁判所において、開示された規程以外に開示申出文書に該当する文書を保有していないと認められる。

なお、規程2条において、庁舎等の管理をする者は、最高裁判所にあつては最高裁判所事務総局経理局長と定められているところ、当委員会庶務に確認させた結果によれば、司法研修所の建物等の管理に関する権限については、最高裁判所事務総局経理局長から司法研修所長に委任されているとのことであるが、このような権限の委任は、司法研修所構内の写真撮影を禁止していることと関連性を有するものではないから、本件の判断に影響しない。

- 2 以上のおりであるから、規程を対象文書と特定して開示した原判断については、最高裁判所において規程以外に開示申出文書に該当する文書を保有していないと認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高橋 滋

委員 久保 潔

委員 門口 正 人